

## 教育委員会の中立性を堅持する決議

政府は2014年6月20日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正し、2015年4月1日から施行するとした。

今回の改正は、教育委員会を合議制の執行機関として残すものの、①首長が教育に関する「大綱」を策定する、②教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する、③首長が主宰する「総合教育会議」を新設する、など首長・教育長の権限を強めている。

これにより、首長が新教育長の任免権を有し、首長が主宰する総合教育会議で教育委員と協議・調整を行うなど、教育の中立性がそこなわれることが懸念される。

教育委員会制度は、戦前・戦中の教育行政システムが大きな惨禍をまねいたことを反省し、教育の独立性・自主性・自律性を確保するために設けられたものである。

したがって、法施行後も教育の政治的中立性・継続性・安定性を担保し、子ども・保護者・地域の要請にもとづく民主的な教育委員会体制を堅持することを強く求める。

### 記

- 1 教育委員会制度については、法施行後もこれまで同様に「政治的中立性」「教育の継続性・安定性」「地域の要請の反映」を維持・継承する制度を堅持すること。
- 2 教育委員会での決定や運営については、保護者・学校現場・地域住民の意見を十分反映する民主的な教育委員会制度となるよう努めること。

以上、決議する。

平成27年3月13日

北海道士幌町議会議長 加納 三司